

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程

第1条 学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』
(英文名 **Keishin Journal of Life and Health**) (以下、本誌という) の編集は、本規程
の定めるところによる。

(名称)

第2条 本誌は、学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』(英文名 **Keishin Journal of Life and Health**)と称する。

(目的)

第3条 本誌は、原則として本法人傘下の学校教職員、職業教育研究開発センター研究員等の
学術研究等の発表にあてる。

(資格)

第4条 本誌に投稿を希望する者は、共同研究者も含めて、第3条に定める資格を得ていなければ
ならない。ただし、別に定める編集委員会により依頼された論文はこの限りではない。

(発行)

第5条 本誌は、当分の間原則として1年1巻とし、2号に分けて発行するものとする。

(内容)

第6条 本誌掲載の内容は、原則として執筆要領に定められた範囲とする。

(編集)

第7条 本誌の編集は、学校法人敬心学園「職業教育研究開発センター運営規程」による学術研
究誌編集委員会(以下「委員会」という)が行う。

第8条 委員会は「職業教育研究開発センター運営規程」にしたがい、各学校およびセンターより
2名を基本とし、加えて委員会より依頼する客員研究員などで構成する。
委員長・副委員長・委員をおく。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 委員会は、必要により特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。

第10条 掲載決定の通知を受けた執筆者は、定められた期日までに、最終原稿を提出するものと
する。その際には、必要最小限の修正が認められる。

第11条 執筆者による校正は、原則として1回とする。校正は赤字で行い、指定の期限内に返送
すること。

第 12 条 本誌に投稿された原稿は、原則として返却しない。

(原稿料)

第 13 条 本誌に投稿掲載された依頼原稿以外には、原稿料等は支払わない。また、原則的に論文掲載料は無料とする。しかし、編集および図表等の印刷上、特定の費用を要する場合、超過分の実費に相当する額は執筆者の負担とする。

(委員会の役割)

第 14 条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

第 15 条 原稿掲載不採択の結果に異議があった場合、執筆者は規程に定められた手続きを経て文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、職業教育研究開発センター運営委員会に不服を申し立てることができる。

(執筆要領)

第 16 条 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。

(著作権)

第 17 条 本誌に掲載された著作物の著作権は学校法人敬心学園に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。

(事務局)

第 18 条 委員会は、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター事務局におく。

(委任規定)

第 19 条 本誌の発行に関し、本規程に定めなき事項については、委員会においてこれを定める。

(規程の変更)

第 20 条 この規程を変更するときは、職業教育研究開発センター運営委員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、2016 年 12 月 20 日より施行する。

2 職業教育研究開発センター事務局

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-16-6 宇田川ビル6階

電話番号:03-3200-9074

メールアドレス:journal@keishin-group.jp

3 2021 年 2 月 17 日第 8 条を改訂する。